

京都の福祉



本紙は、共同募金の
配分金によってつくられています。

発行 京都府社会福祉協議会

2010

5

No.500

主な記事

- 1面…もえくさ
- 2～5面…通巻500号特集
社会福祉法施行満10年を迎えて
- 6・7面…高齢者の新たな住まい方を考える③（高専賢）
- 8面…平成22年度京都府社会福祉協議会業務体制

▼読者の皆さん。本紙左上部を見ていただきたい。「京都の福祉」本号は、500号記念紙である。初号が1960年（昭35）なので本年（2010年）で、ちょうど50年間、半世紀に渡る一冊、一冊の積み重ねである。▼今、手もとに「京都の福祉」100号、200号、300号、400号の節目の号がある。B5の紙面からA4に、近年にはカラー刷りと外観も変わっているが、それぞれの号で目にとまった記事を紹介して振り返ってみることにする。▼100号は1970年の発行である。「『京都の福祉』と石川さん」とある井岡さんの記事。「若気の至りで、社会福祉の問題提起が乏しい」などとホゲいていたが、編集のバトンを渡された。石川局長に「社会福祉べったりでは読まれへんで」「カラーを出せよ」と。▼200号は1980年の発行である。「わたしのにもつ」と題のある寺尾京子さんの詩。抜粋を紹介する。「わたしのにもつはとともともおもたにもつだけど」「てあしのじゆうを かみのみてにあずけてきたらしい」▼300号は1990年の発行である。「もう施設の子やからとはいわせない」と副題のついた榎田先生のインタビュー記事。スウェーデン製のシーソーを見つけた補助申請すると「孫でも使った事のない・・・何で施設の子に」「以後、榎田先生は少し頑固になりました」「古着でよいという考え方はおかし」とその子にあった服を買「まわ」▼400号は2000年の発行である。スタートした介護保険事業に取り組む精華町社協の工夫や努力の特集（字数超過につき紹介カット）。▼今、読んでみて、「編集者たる気構え」も、「そのひとらしく」という福祉の心」も、「こだわり」を引き出したインタビュー記事も、ホント新鮮に感じる。▼ところで、本欄「もえくさ」とは、「燃え種（くさ）」（広辞苑）。確かな燃焼材へのつなぎの役目。府社協の役割をイメージしたものか。そこで、府社協職員に聞いてみた。今、「もえくさ」はどんな状態か？ ①まだちよろちよろ（36%）②少しは勢いが出てきた（27%）③大きく燃えているが本体の燃焼材にはまだ（27%）④以下（略）▼京都府内での福祉のテーマは「福祉安心型社会」の再構築。府社協は皆さんとともに、孤独・孤立、権利擁護、人材確保、先駆的事業の4つのアクションプランの推進で参画していくこととしている。次の新しい節目に向かおう。

もえくさ

京都の福祉通巻500号記念特集

社会福祉界を取り巻く環境を大きくかえた2000年の社会福祉法施行から満10年を迎えました。“激動”の10年で実践現場がどのように変化したのか。また、これからの展望について関係団体の皆様から寄稿いただきました。

社会福祉法施行10年を振り返って

これからの10年に向けて

京都府老人福祉施設協議会 会長 榎田 匠



ました。

その時から、正に光陰矢のごとしで、一昔(10年)という時が飛んでいきました。「措置から契約へ」のトップランナーとなりました老人福祉の分野は、介護サービス利用に至るプロセスが大きく変わりました。

必要です。その注意をしつつじっくり中身を調べていきますと、その中身は大切なものばかりです。「利用者とその尊厳」を守るためのものばかりで、それらは結果的に我々介護サービス提供事業者をも守るというものでした。

介護保険制度施行前夜、生みの苦しみが充満していました。本当の前夜にファックスで通知が飛び込んできたりしていたことを覚えています。一方、社会福祉事業法の改正は、介護保険法施行に間に合うのかとやきもきしていました。戦後50年の「制度疲労」により行き詰まっていた福祉の状況を打開するものとして、児童福祉法の改正と介護保険法を創設し、今までとは違った、「措置から契約へ」・「利用者本位」の「与えられるから自ら選択する」福祉になるのだと、大きく期待を膨らませた時でもありました。社会福祉事業法改正で、名称改め「社会福祉法」は介護保険法施行の2カ月後に成立し

要介護認定を受け、その結果に基づいて作成されたケアプランによりサービスを利用するというものです。そのために事業者は、ディスクロージャー・アカウンタビリティ・コンプライアンス等々を強く求められ、エビデンスとしての第三者評価の受診や介護サービスの情報の公表などに取り組むことになりました。

これまでの10年、新しい福祉の創造をと一生懸命に取り組んできましたが、社会福祉法が目指すものを達成できたとは到底思えません。道はまだ半ばだと思っています。半ばではありませんが、手ごたえはありません。私達、社会福祉法人関係者が歩んできた道に誤りはなかったと確信しますが、人材確保難、特に介護人材確保難については反省しなければならぬ事が多々あります。これからの10年、今まで以上に正しい経営のあり方を勉強し、経営の実践力を磨き、「利用者の尊厳を守り、利用者本位のサービス提供」に徹する時だと思

横文字が多用され、直接の意味は分からないのに、話を聞いているうちに、何となく分かったような気がしてきて、分かったつもりでいると、後で大恥をかくななどということも1回や2回ではありませんでした。横文字の威力と言いますかごまかしと言いますか、これには本当に注意が

と確信しています。



十年の歩み

京都府保育協会 会長 伊藤 義明

戦後の一期間を除き、機関委任事務という国と地方の事務契約のもとで、保育に欠ける児童の育ちを保証していた措置費制度から、保護者が保育園を利用する施設を選択することが可能になる保育の実施という制度が平成10年4月1日から始まりました。

のではなく、施設の保育サービスに保護者が合わせなければならぬ体質は、変わりがなかったと言ったことになりま

目覚ましい経済成長を遂げてきた日本経済が下降線をたどり始め、少子高齢社会の対応が急がれる中、老人福祉に於いては措置費から保険制度に改められ、その是非の議論が沸騰している時でもありました。保育界においても、制度の見直しの議論はされたが、運営費の支弁は従来と変わらず国が保障する結果となり、施設運営する側から見れば、制度の変更はあっても運営する者の意識の変革までは及ばなかった。それは、選択するにも選択したい保育所の機能が限られていて、保育者のニーズに合わせる

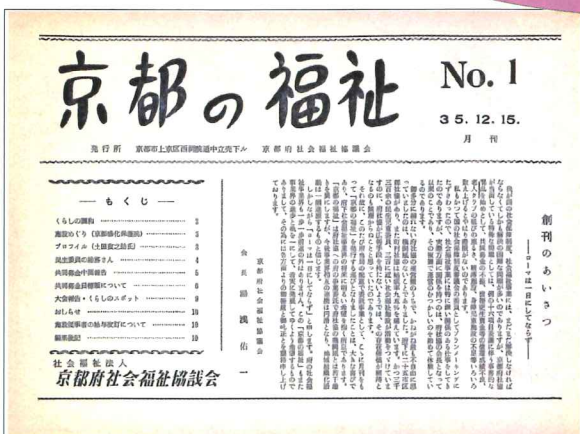
法が掲げられ、地方公共団体、企業等における次世代育成行動計画が義務付けられ、平成21年度が5年の最終年度にあたっていきます。引き続き後期次世代育成計画の策定を、今回も義務付けられることになってい

小泉内閣の規制緩和政策の行程表によるハード面の整備から、ソフト面の整備へと言う名のもとで、増加する待機児童の問題が捉えられ、各園に定員の児童を入所させることで、その解消を図ろうとしました。『仕事と子育ての両立支援(待機児童ゼロ作戦)』、『少子化社会対策基本法』等、矢継ぎ早に少子化対策案が打ち出され、保育施設だけでなく社会全体で保育する土壌作りの対策となりました。

仕事と子育ての調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章「子どもと家族を応援する日本」と、毎年、新しい政策が法律化されてくる現状であります。児童福祉法に謳われて来た保育に欠けるという理念から、全ての子どもたちを守り育てることになるまで、日本の国は10年もの歳月を要したことになります。これからの10年は、0歳児から学童期に至るまでの子どもたちが、切れ目のない育ちの保証を受ける権利を得て、両親の仕事は、子どもを育てることが負担にならない社会を目指していくことを期待してやみません。

ハード面の整備より児童の詰め込み入所政策になっていく状態が続いていきます。施設側は、施設整備せずに受け入れ児童の増加による収入増が図られる結果になりました。長く続く経済不況の中で少子化にも歯止めがかからず、将来の労働力不足がささやかれ、抜本的な対策として、次世代育成支援推進

京都の福祉の変遷



記念すべき第1号。昭和35年に発行しました。



『子どもにも未来を』

京都府児童福祉施設連絡協議会 会長 桑原 教修

社会福祉事業法（1951）から社会福祉法（2000）へと生まれ変わって10年が経過した。この間、社会福祉の分野では何が変わり、何が前進したのだろうか。〈子ども〉の視点から申し上げると、私にとっては社会福祉法の理念が伝わってこないもどかしさに、ストレスを抱え続けた10年であった。そして、社会福祉法に描かれた福祉の未来は、当事者の声にしっかりと耳を傾けた結果としてのパラダイム※だったのかと疑問を持った時間でもあった。障害を抱える子どもたちは措置だけではなく契約の対象となり、ケースによっては当事者不在が浮き彫りとなったといえる。本会加盟施設である障害児施設への影響と苦悩には、心痛むこと度々であった。一番に大事にされなければならない福祉の基底が疎かになっている。結局、弱い者がそのしわ寄せを受けてしまうのだと、戦後初めて出来た福祉の法律ともいえる児童福祉法の変遷と重ねながら、福祉に携わる〈人の行為〉に委ねた

まま有耶無耶にされる、いつもの繰り返しに、制度上の欠陥や公的責任の不在を感じたのは、私だけではないと思うのである。

社会福祉法施行のこの年、〈子ども〉の分野では虐待防止法（2000）が制定された。本法は子ども虐待の顕在化のみならず相談機関や児童福祉施設の体制不備を表面化させた。だが、この10年で虐待の減少や体制整備に前進が見られたわけではない。相変わらず虐待の通告件数は増加を続け、相談機関や子どもを預かる施設の混乱と疲弊は続いているのである。児童福祉法の最低基準である職員配置基準が1976年来34年間も放置されている実態、そこに象徴される福祉の貧困に希望がもてると思えるだろうか。

振り返れば、戦後の混乱期に生まれた児童福祉法は新憲法下の第一回国会（1947）にて制定され、翌年4月に施行されたのであった。「里親等家庭養育の運営／家庭養育運営要綱（1948）」では、児童福祉

法によって創設された里親制度の具体的な運用基準を定め、ソーシャルワークとの併走を前提として子どもの成長段階に応じたアセスメントや、委託後の支援を条件とする新しい子育ての道筋を示した。長きにわたる戦争によって解体された〈家庭と子ども〉の問題を未来志向的に捉えたものといえる。その後、養護施設運営要綱（1954）では寄宿舎制および小舎制についても触れ、育つ環境として施設の規模や形態についても検討された。いったん様子が伺える。混乱と貧困の時代ではあったが、子どもに希望を託そうとつくれたパラダイムだったはずである。社会福祉法はその時代に生きる者に生への希望をもたらすものでなければならぬ。子どもたちの未来を担保してほしい。そして、論議を尽くしながら、時代に相応しい社会福祉法を整備していく努力を止めないでほしいと願うものである。

※パラダイム：ある時代や分野において支配的規範となる「物の見方や捉え方」のこと。



第100号（昭和45年）では「過疎」の実状を伝える記事を1面で扱っています。

第299号（平成元年10月号）から現在のよう縦組みになりました。



第300号（平成2年5月号）の表紙は障害のある方の作業所を写した写真でした。





失われた10年を取り戻すために

社会福祉基礎構造改革と今後の課題

京都知的障害者福祉施設協議会 会長 森 昇

今から16年前の1994年に、国連「障害者の機会均等化に関する基準」

「障害者の機会均等化に関する基準」は「障害者の機会均等化に関する基準」その結果、利用者負担金の増大による「規則」を採択し、各国の政府に、障害のある人の教育や生活環境、就労や所得などあらゆる側面での平等の実現を求めたが、この規則は、2006年に国連で採択された「障害者権利条約」の土台となったものである。

「規則」を採択し、各国の政府に、障害のある人の教育や生活環境、就労や所得などあらゆる側面での平等の実現を求めたが、この規則は、2006年に国連で採択された「障害者権利条約」の土台となったものである。

この頃、北欧では入所施設からグループホームや在宅への移行が進み、欧米各国で多様な障害者施策が展開されており、我が国では1997年に、障害関係三審議会が『障害者の「完全参加と平等」に向けた取り組みを進めていくことが必要』と提言した。

そのような中で、同法の「応負担制度」は人間として生きる権利を否定するとして、2008年より全国の14地域で障害者自立支援法違反訴訟が起されたが、折しも、昨年9月に誕生した新政権は、障害者自立支援法を廃止して新たに「障がい者総合福祉法（仮称）」を制定し、「国連障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備を行うことを表明した。

ところが、同年に出された「社会福祉の基礎構造改革について」に端を発し、市場原理に基づく社会福祉基礎構造改革が始まり、障害福祉分野では2003年に支援費制度が導入されたが、経費の増大を嫌った国は2004年に「改革のグランドデザイン案」を示し、2006年の障害者自立支援法

さらに国は「障がい者制度改革推進会議」を設置し、「差別禁止法」や「虐待防止法」など11項目についての基本方針を今年の夏までにとりまとめ、本方針に沿って専門部会で具体化するとし、1月中旬よりその議論が開始されている。

総合的な福祉法制を実施する」と約束した。

現在、80力国以上が「障害者権利条約」を批准し、50力国以上が「障害者差別禁止法」を制定しており、今や我が国は障害者施策において最も遅れた国の一つとなった。

社会福祉基礎構造改革によって失われたこの10年を取り戻すためには、世界基準である「障害者権利条約」を早期に批准する以外に道はない。障害のある当事者の方々とともに関係者の総力を結集し、この国の法制度と在りようを変革していくこと、それが我々に与えられた喫緊の課題であり最大の使命である。

第347号(平成7年2月号)の表紙は現在の事務所への移転を伝える記事。

京都府立総合社会福祉会館四月よりオープン

京都府立総合社会福祉会館

1995 February No.8

京都府立総合社会福祉会館

〒600 京都府京都市中京区西ノ京

TEL 075-252-6291

〒600 京都府京都市中京区西ノ京

TEL 075-252-6291

〒600 京都府京都市中京区西ノ京

TEL 075-252-6291

第400号は社会福祉法の施行された平成12年。

京都の福祉

2000年 5月 No.400

京都府立総合社会福祉会館

〒600 京都府京都市中京区西ノ京

TEL 075-252-6291

〒600 京都府京都市中京区西ノ京

TEL 075-252-6291

〒600 京都府京都市中京区西ノ京

TEL 075-252-6291

第476号(平成20年1月号)よりフルカラーになりました。

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

〒600 京都府京都市中京区西ノ京

TEL 075-252-6291

〒600 京都府京都市中京区西ノ京

TEL 075-252-6291

〒600 京都府京都市中京区西ノ京

TEL 075-252-6291

「暮らし」をよむてくる

生活の選択② 高齢者専用賃貸住宅

「高齢者の新たな住まい方を考える」シリーズの3回目。前号では、コーポラティブハウスの実例を紹介しました。今号は、「高齢者専用賃貸住宅」についてレポートします。

高専賃とは？

増えてきている現状と背景

「高齢期の一人暮らしが心配だ」「生活にちょっとした手助けが必要」といった人たちの新たな住まいの選択肢として、高齢者向け賃貸住宅が注目されています。

中でも、「高専賃」と呼ばれる「高齢者専用賃貸住宅」（以下、高専賃）が急増しています。専ら、入居者を高齢者と特定した賃貸住宅として平成17年度に登録制度がスタート以降、開始から4年余りで、全国で1,652

件（約42,605戸）、京都府内で34件（約1,124戸）に上っています（高齢者住宅財団ホームページより）。平成18年度には、一定の要件（※1）を満たした住宅を「特定施設」として取り扱い、住宅でありながら施設並みのケアサービスが利用できる住まいの整備が可能になりました。食事や介護などのサービス提供のバリエーションも広がってきており、入居対象者も元氣な人から介護が必要なものまで多様になってきている現状があります。

急増の背景には、公的な介護施設の不足や「住まい」に対する高齢者や家族のニーズの多様化があり、今後ますます増えていくと考えられます。一方で、企業や社会福祉法人、NPOなど様々な運営主体が参入する中で、設備や料金、サービス内容などに差が生まれてきており、質の確保が課題となっています。今号では、高専賃と介護サービスを組み合わせた「適合型高専賃」を取材しました。

高齢者専用賃貸住宅「ほほえみ」



京丹後市網野町にある「ほほえみ」は、地元企業のまるぶく産商株式会社と、食事や介護などのサービス提供を担う社会福祉法人丹後福祉会が連携して立ち上げた高専賃です。4階建ての建物のうち、1階部分はデイサービス、2～4階には19の部屋からなる賃貸住

宅となっています。かつて、家具屋だった建物は、段差を解消し、玄関にはオートロック、オール電化を採用するなど完全に配慮した住宅となりました。また庁舎に隣接し金融機関やスーパーも近くにあり、街へ出て行きやすい環境にあることも特徴です。

(1) 住み慣れた地域で暮らしたい

立ち上げに至った経過

「ほほえみ」が完成したのは、平成19年6月。かねてから丹後福祉会では、軽度の要介護度の方や、介護がすぐには必要ではないが一人暮らしに不安な方が暮らす場の提供の必要性を感じていました。「少しの福祉サービスと見守りを加えることで、今までの生活をより安心して続けることのできる機能をもった住宅を作りたい」という構想を実現させたのが高専賃でした。

「ほほえみ」と同じ敷地内に社会福祉法人丹後福祉会がデイサービス、小規模多機能型居宅介護施設とグループホームを併せ、「ライフサポート丹後園」として、介護サービス等の提供をしています。介護事業所を備えることで、緊急時の対応、安否確認、介護の提供を行い、24時間体制での見守りを可能にしています。部屋には、緊急コールを設置、1日1回の安否確認を行っています。また、高齢者の一人暮らしでは偏りがちな食事を素材から調理し提供することで、日々の健康管理の役割を果たしています。夜間はライフサポート丹後園の職員からオンコールで看護師につながる仕組みになっており、健康管理や緊急対応の体制を整えています。これら3つの事業所連携という強みを活かし、日々の生活を支えています。また、サービス利用といった形をとら

なくても、1階のデイサービスでお茶などを飲みながら過ごすといったようにいつでも立ち寄ってもらえる「居場所」としても併設の施設が活用されています。「どこにいても居場所があるということを大切にしています。」とライフサポート丹後園の職員、尾谷嘉隆さんは言います。

入居者の費用負担は、家賃、共益費などで約75,000～80,000円。食事の提供や介護サービスと組み合わせることで、要介護度が軽度の方、一人暮らしの不安な方も生



高齢者の新たな住まい方を考える…③

生活を維持していくことが可能になります。(介護保険サービスや食事等には別途利用料が必要。)

(2) 施設として大事にしていること 共有の時間、ご近所付き合い

①ご近所付き合いの関係

「ほほえみ」には、各階に共用空間、3階には大きな食堂があります。食事の有無は、月ごとに入居者が決めます。共有スペースでの入居者同士の食事は、顔の見える関係をつくり、ゆつくり楽しくできる場所となっております。普通の住宅では一歩出れば「外」になります。しかし、一歩出ても敷地の中に居場所があり、誰かがいる。まるで、食事付きの共同住宅「寮」のような場所が入居者の安心安全な空間を作っています。さらに月1回の喫茶の時間やお食事パーティなど、「気軽に集まる機会を提供することを大切にしている」と尾谷さんは言います。生活の中で、気軽に話せる相手がいったり、ちょっとした困りごとに「〇〇お願い」と言えるつながりができていく入居者同士の関係、職員との関係は、まさに「ご近所の付き合いのよう」です。

1ヶ月の利用料金の例 (ほほえみパンフレットより)

家賃	53,000円
共益費 (共用部分の公共料金など)	8,500円
管理費 (緊急時対応、安否確認)	13,500円
合計	75,000円

+各部屋の光熱費は別途必要

②地域に出て行くこと—社会との距離感
「ほほえみ」は、商店街や役所の並ぶ街中にあるので、買い物に行ったり、クリーニングを出しに行ったり、入居者が気軽に外へ出ていきやすい場所にあります。「街にでて、一人一人を知ってもらおう。介護を「見せる」ということが、実際の介護を知ってもらうこと



とであり、地域の人が、街が、高齢者にとって優しいものになってくる。一人一人の存在が、一番の社会資源になる」と丹後園施設長の上田正治さんは考えています。小学生へ朝の挨拶や声かけなど、日常の生活の中で顔の見える関係をつくられています。また、法人が中心となって町内の夏祭りを復活させるなど、同じ地域に住む生活者として地域の活性化にも力を入れています。こういった取り組みを通じて、最近では買い物に行く手を振り合ったり、あいさつしたりと地域の一部として施設が認識されています。

住まいの状況

木本喜久さん(92)の暮らしを通じて

2階にお住まいの木本さんは、開設以来、「ほほえみ」で生活をしています。「夫と死別後、一人暮らしを続けていましたが、健康面にも不安がありました。心臓がくるしくなり、夜に救急車を呼ぶということが何度かありました。」身内には迷惑かけられないと思い、施設(特別養護老人ホームなど)に申し込んだところ、待っている人が多くすぐの利用は難しい状況でした。そんなとき、新聞の折り込みチラシで「ほほえみ」の入居者募集を見つけたといいます。木本さんは、まだ建設途中の段階から、「ここに入居しよう」と決めていたと振り返ります。「ここに入居して、安心して夜にしんどくなくなつてしまつてもすつかりなくなつたんです。」

実際、木本さんは入居以来、健康状態も良くなり救急車を呼ぶことも一度もないそうです。「ほんとに不思議です。夜中に心臓が苦しくなることも全然ない。やっぱりこういう人たちがいるということに安心感があったと思う。」いざというとき、近くに頼れる人がいるという安心感が生活を支えています。サービスの担い手と受け手という関係に加え、一人の住民としてのつながりももっています。「また家にお茶のみにおいでね。」「最近、なかなか行けていないけど、木本さんのところに来るとホッとする。」という普段着の会話がかわされま

す。今回、取材した「ほほえみ」は、近くに支援者がいる安心感と個々の生活のバランスのとれた住環境をつくっていました。またそれは、介護度が軽いうちの仮の住まいとしてではなく、今の入居者の状況に合わせて一番適切な生活を続けられるように支える仕組みとなつています。介護が必要になったときに別の施設に移って、関係性をつくるのは誰でも大変なことであり、終の棲家として、一人ひとりが望む暮らし方で生活を続けることができるか。「ほほえみ」では、希望があれば「最期」まで、住み続けてもらう仕組みや体制を模索中です。そういった姿勢も入居者の安心につながっています。

まとめ—住居の質と生活の質—

今号では、高齢者の「住まい方」の1つの形として、高専賃と小規模多機能型居宅介護施設などの複数の介護事業所を備えた仕組みを紹介しました。一定の条件を満たした上で、どういった住居を提供するかは、それぞれの高専賃によって異なります。高専賃増加の一

方で、質の担保のための動きも見られます。昨年「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が一部改正され、その中では、ケア付き(バリアフリー化され、緊急対応が可能な)賃貸住宅の供給・拡充が盛り込まれました。今後、住宅と介護サービスが組み合わされたより安心、安全で個々の生活スタイルに合った住宅へつながっていくことが期待されます。また、今回の取材の中で、住まいを考えたとき、建物の整備・充実に加え、「地域」というとらえ方が欠かせないと強く感じました。「ほほえみ」の事例でも周辺の地域へ働きかけ、住民とつながることによって入居者が、地域の人たちが、変わってきたといえます。生活の質を充実していく上では、建物とそれを取り巻く環境の双方を踏まえた生活空間をつくっていくことが必要となってきます。そのためにも地域の特有の利点を知り活かしていく視点が求められます。住まいの供給者が入居者を地域の生活者としてどのようにとらえていくか、そして地域の中でどのような役割を担っていくかということも今後の課題とすべき点であると考えます。

【参考文献】

- 「高専賃+小規模型介護 登場!ケア付き住宅の本命」 浅川澄一著 2007年 筒井書房
- 「月刊福祉—特集:高齢者の住まい—」 2009年3月号 全国社会福祉協議会
- 「ふれあいケア—特集:高齢者の多様な住まい—」 2009年7月号 全国社会福祉協議会
- 「厚生福祉—増加する有料老人ホームと高専賃②」 2010年2月5日号 全国社会福祉協議会

※一定の要件

- 各戸の床面積が25平方メートル(居間、食堂などの共有部分がある場合は居住面積が18平方メートル)以上であること。
- 台所、水洗便所、収納設備、洗面施設、浴室などを備えていること
- 介護サービス(排泄、食事の提供、選択、掃除など)の提供や健康管理がされていることなど

平成22年度京都府社会福祉協議会業務体制

平成22年4月1日付で人事異動を行いました。よろしくお願いいたします。

総務課



管理職



きょうと高齢者 障害者生活支援センター 運営適正化委員会



民生課



パートナー事業推進チーム



地域福祉・ボランティア振興課



福祉人材カフェ(北部)



研修課



人材・施設支援課/ジョブネット 福祉人材カフェ(南部)



福祉人材カフェ(南部)



- 常務理事 森 育寿 事務局長 田尾 直樹 総務部長 石川 知子 福祉部長 秋元 正保 福祉人材・研修センター所長 寺井 幹雄
- 総務課 課長 神戸 望 課長補佐 数田 弥生 主任 渡邊 一真 主事 榎田 りえ 矢野 光樹子
嘱託 高松 郁子 平田 あかり 甚田 由起子
 - きょうと福祉パートナー事業推進チーム 主任 菊本 隆博 主事(兼務) 麻生 いづみ 嘱託(兼務) 松本 雅代
 - 地域福祉・ボランティア振興課 課長 土田 昭一 課長補佐 大林 孝至
主事 麻生 いづみ 田村 美里 浅見 陽子 嘱託 田中 里枝
 - きょうと高齢者・障害者生活支援センター 所長事務取扱 秋元 正保 主事 廣澤 美佳 嘱託 藤田 綾
 - 民生課 課長 武田 知記 課長補佐 西澤 直記 川村 英之 主任 篠村 崇 主事 岸 佑太
嘱託 藤井 詩乃 山尾 雪乃 大野 聡子 鈴木 亜裕美
 - 研修課 課長事務取扱 寺井 幹雄 課長補佐 坂田 徹 主任 小倉 孝 主事 足立 隆司 後藤 尚子
 - 人材・施設支援課 課長 田畑 ゆかり 担当課長 高野 則雄 課長補佐 西田 周二 主任(兼務) 菊本 隆博
主事 西村 彩 嘱託 松本 雅代 浜田 靖代
 - 福祉人材カフェ事業 総括支援員 川崎 清 相談員 解良 典子 若村 充子 松村 貴世子 求人開拓員 日比野 久美枝 河村 弘美
(北部) 総括支援員 達脇 優 相談員 達脇 八重子 求人開拓員 畠中 智 上田 哲志
 - きょうと介護・福祉ジョブネット運営事業 コーディネーター 佐々木 博之
 - 運営適正化委員会 事務局長 小瀬 泰之 嘱託(兼務) 藤田 綾

京都の福祉 毎月1日発行 昭和36年7月26日 第3種郵便物認可

発行所 京都府社会福祉協議会
発行人 森 育 寿

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310
URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>